三　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による措置がとられた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの提供があつたとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの

イ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

ロ　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

（勾引状、勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求の方式）

第七十四条の三　［略］

［２・３　略］

（勾引状、勾留状執行後の処置）

第七十五条　勾引状又は勾留状を執行したときは執行した者の氏名、執行の場所及び年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、これを執行することができなかつたときはその事由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

２　勾引状又は勾留状の執行に関する書類及び電磁的記録は、執行を指揮した検察官又は裁判官を経由して、勾引状又は勾留状を発した裁判所又は裁判官にこれを提出しなければならない。

３　勾引状の執行に関する書類又は電磁的記録を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならない。

（嘱託による勾引状・法第六十七条）

第七十六条　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、勾引状の執行に関する書類又は電磁的記録を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならない。

２　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

３　勾引の嘱託をした裁判所又は裁判官は、勾引状の執行に関する書類又は電磁的記録を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が到着した年月日時を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成させなければならない。

（調書の作成・法第七十六条等）

第七十八条　［略］

２　裁判所書記官は、前項の調書を書面をもつて作成したときは当該調書に記載した事項を、同項の調書を電磁的記録をもつて作成したときは当該調書を、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該調書に記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

三　法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第三項又は第二百七十一条の四第四項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつた場合であつて、法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

［新設］

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）

第七十四条の三　［同上］

［２・３　同上］

（勾引状、勾留状執行後の処置）

第七十五条　勾引状又は勾留状を執行したときは、これに執行の場所及び年月日時を記載し、これを執行することができなかつたときは、その事由を記載して記名押印しなければならない。

２　勾引状又は勾留状の執行に関する書類は、執行を指揮した検察官又は裁判官を経由して、勾引状又は勾留状を発した裁判所又は裁判官にこれを差し出さなければならない。

３　勾引状の執行に関する書類を受け取つた裁判所又は裁判官は、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

（嘱託による勾引状・法第六十七条）

第七十六条　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が引致された年月日時を勾引状に記載させなければならない。

２　嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を指定された裁判所に送致する場合には、勾引状に被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を記載して記名押印しなければならない。

３　勾引の嘱託をした裁判所又は裁判官は、勾引状の執行に関する書類を受け取つたときは、裁判所書記官に被告人が到着した年月日時を勾引状に記載させなければならない。

（調書の作成・法第七十六条等）

第七十八条　［同上］

［新設］